

一般社団法人栃木県若年者支援機構 定款



一般社団法人栃木県若年者支援機構 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人栃木県若年者支援機構と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、地域課題の解決に取り組む新しい社会事業体の支援、並びに人材育成をもって、栃木県における新しい公共づくりと若年者の力を引き出す雇用創造を進めることを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 若年者に対する職業訓練、職業教育事業
- (2) 公共性の高い事業分野で若年者に就業機会を開拓し、提供する事業
- (3) 若年者の自立や就労に関する調査研究事業
- (4) 若年者の自立や就労を支えるネットワーク構築事業
- (5) 職業安定法に基づく、若年者等に対する職業紹介事業
- (6) 軽作業等の請負業
- (7) 社会事業体に対する相談支援、経営コンサルティング業務
- (8) 前各号に附帯する一切の事業
- (9) 印刷物の企画、製作及び販売業
- (10) 便利屋事業及び生活支援代行業

(公示の方法)

第4条 当法人の公示方法は、官報に記載する方法による。

第2章 会 員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という）上の社員とする。



- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
(入会)

第 6 条 当法人の正会員又は賛助会員となろうとする者は、理事会の別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第 7 条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規定に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費規定において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 任意退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 第 7 条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(任意退会)

第 9 条 正会員及び賛助会員は、理事会において別段に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の場合、当該社員に対し、社員総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が第 8 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(議決権)

第13条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 会費等の金額
- (6) 基金の返還
- (7) 重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、代表理事に対し、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、臨時の請求があったとき。

(召集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員全員に通知しなければならない。

3 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第18条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散
- (7) その他法令で定められた事項

(議決権の代理公使等)

第20条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、その正会員は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第4章 役員

(役員を設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事以外の理事のうち4名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事の中から、副代表理事を選定することができる。

4 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事の業務執行に係る職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 社員総会の決議により、理事及び監事に対して、その職務遂行の対価として、報酬等を支給することができる。

2 前項の報酬等の額は、社員総会の決議により別に定める基準による。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第30条 当法人は、一般社団法人法第115条の規定により、外部理事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は毎事業年度4回以上開催する。

(召集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。

3 代表理事及び副代表理事がともに欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 基金

(基金の抛却)

第37条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般社団法人法第131条に規定する基金の抛却を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第38条 基金の募集及び割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金抛却者の権利)

第39条 当法人は、前条の「基金取扱規程」の定める日まで基金をその抛却者に返還しないものとする。

(基金の返還)

第40条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第41条 基金の返還を行うときは、返還する基金の額に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画書、収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出しなければならない。なお、貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

い。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 前各号の附属明細書
- (5) 財産目録

(剰余金の分配の禁止)

第 45 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 46 条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、社員総会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併)

第 48 条 当法人は、社員総会の決議により、他の一般社団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 49 条 当法人は、法令で定められた事由によるほか、社員総会の決議により解散することができる。

第 9 章 附 則

(委任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第 51 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法及びその他の法令に従う。

本定款は一般社団法人栃木県若年者支援機構の現行定款に相違ない。

平成 26 年 5 月 31 日

栃木県宇都宮市昭和 2-7-5
一般社団法人栃木県若年者支援機構
代表理事 中野 謙作

